

	対象設備	交付要件	補助金の額等
1	太陽光発電設備 (自家消費型)	(1) 国実施要領別紙2の2.ア(ア)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) (個人) 自家消費率が30%以上かつ出力が5kw以内のもの (市内事業者及びマンションの管理組合) 自家消費率が50%以上のもの (6) 固定価格買取制度(FIT制度)、FIP制度の認定を取得しないこと。 (7) 法定耐用年数を経過するまでJ-クレジット制度の登録を行わないこと。 (8) 自己託送を行わないこと。 (9) 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。 (10) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	(個人) 7万円/kW (事業者及びマンションの管理組合) 5万円/kW 【上限】100万円
2	家庭用蓄電池 業務用蓄電池	(1) 国実施要領別紙2の2.ア(イ)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) (家庭用) 4,800Ah・セル相当のkWh未満 (業務用) 4,800Ah・セル相当のkWh以上 (6) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (7) 1の付帯設備であること。(蓄電池のみの申請は出来ません。) (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	(個人) 家庭用蓄電池 補助対象経費(税抜)×1/3 【上限】28万円(14.1万円/kWh) (事業者及びマンションの管理組合) 業務用蓄電池 補助対象経費(税抜)×1/3 【上限】100万円(16万円/kWh)
3	車載型蓄電池 (電気自動車又は プラグインハイ ブリッド自動車)	(1) 国実施要領別紙2の2.ア(ウ)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) 1の付帯設備であること(車載型蓄電池のみの申請は出来ません) (6) 原則として1と接続して充電を行うものであること。 (7) 「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。(当該車両については、「CEV補助金」の併用はしないこと。) (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	(個人・事業者) (蓄電池容量)×1/2×4万円/kWh 【上限】85万円 ※1台あたりの補助金額は、「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。
4	充放電設備及び 充電設備	(1) 国実施要領別紙2の2.ア(エ)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) 1及び3の付帯設備であること。 (6) 原則として1と接続して充電を行うものであること。 (7) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。 (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	(個人・事業者) 補助対象経費(税抜)×1/2 【上限】10万円
5	コージェネレー ションシステム (エネファーム)	(1) 国実施要領別紙2の2.エ(ヌ)の要件を満たすこと。 (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会で機器登録されているもの (3) 本市の区域内に設置されるもの (4) 中古品でないこと。 (5) リース契約によって導入されていないこと。 (6) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	(個人・事業者) 補助対象経費(税抜)×1/2 【上限】30万円
6	高効率空調機器	(1) 国実施要領別紙2の2.エ(ヌ)の要件を満たすこと。 (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと。 (4) リース契約によって導入されていないこと。 (5) 従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの (6) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。	(事業者及びマンションの管理組合) 補助対象経費(税抜)×1/2 【上限】(空調設備)30万円